

岩手県告示第276号

平成25年3月12日付け岩手県報第11252号掲載保安林の指定施業要件の変更予定（平成25年岩手県告示第160号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不分明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成25年4月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更する予定の森林に係る通知の要旨

(1) 指定施業要件を変更する予定の森林の所在場所 遠野市附馬牛町上附馬牛15地割78の7、78の64

(2) 所在が不分明である通知の相手方 佐々木三雄、立花勝富

2 通知の内容を掲示した場所 遠野市役所